

JICA 草の根技術協力事業

ベトナムにおける採択から事業開始までの手順

目 次

用語表	P. 2
I. ベトナムにおける手続きの流れ	P. 3
1. 採択の連絡について	P. 4
2. NGO 登録について	P. 6
3. M/M (Minutes of Meetings) の草案作成について	P. 8
4. 了承取付について	P. 9
5. M/M 署名について	P. 12
II. 事業実施上の留意事項	P. 13
III. 効果的な事業実施に役立つ参考資料	P. 14
(別紙)	
1. C/P 機関への事業実施通知レターサンプル	
2. M/M (Minutes of Meetings) 雛型 3	
3. 地方人民委員会等への活動実施通知レターサンプル (NGO 登録団体のみ)	
4. 事業経費概算内訳書サンプル	

～本手順書ご利用について～

1. 本手順書は、JICA 草の根技術協力事業（以下、「草の根技協」という）の日本の実施団体と C/P 機関の円滑な事業開始を支援するため、JICA ベトナム事務所がベトナムの法律に基づく各種手続きを発行時点の情報に基づき、独自にまとめたものです。そのため、発行時点から情報が変更されている場合や、管轄省庁又は地域によっては異なる場合があります。
2. 本手順書で案内するベトナム政府での各種手続きは、JICA が規定するものではなく、あくまでも参考情報となります。必要な手続きや提出書類については日本の実施団体が C/P 機関とともに責任をもって手続きを進めていただくようお願いいたします。

2026 年 4 月版

JICA ベトナム事務所 NGO-JICA ジャパンデスク

用語表

日本の実施団体	ベトナムにて国際協力活動を行う日本の NGO/CSO、その他民間の団体、地方公共団体、独立行政法人または学校。
C/P 機関	ベトナム側実施機関、カウンターパート機関（Counterpart Agency - C/P） 日本の実施団体が事業や活動を進める上でのベトナム側パートナー。
地方省人民委員会	ベトナムの省（Province）や中央直轄市レベル（City under （the jurisdiction of） the Central Government）の地方自治体。日本の都道府県庁に相当する機関。
管轄機関	C/P 機関を業務上直接管理する責任を持つ機関や、事業実施の許可権限を持つ機関 の総称。ベトナムの地方省人民委員会又は関係省庁である。
MOF	ベトナム財政省（Ministry of Finance） ODA や海外非政府援助を一元管理するベトナム政府の窓口機関。
DOF	ベトナムの地方省人民委員会財政局（Department of Finance） 地方省人民委員会内の一部局。
MOFA	ベトナム外務省（Ministry of Foreign Affairs） 海外 NGO 事業の登録及び援助活動を管理するベトナム政府の窓口機関。
PACCOM	人民援助調整委員会（The People's Aid Coordinating Committee） 海外 NGO 事業に関する業務を担当する公的専門機関。
M/M	会議議事録（Minutes of Meetings） JICA 草の根技術協力事業の実施に当たり、JICA ベトナム事務所と日本・ベトナム の両側実施団体との間で締結する合意文書。

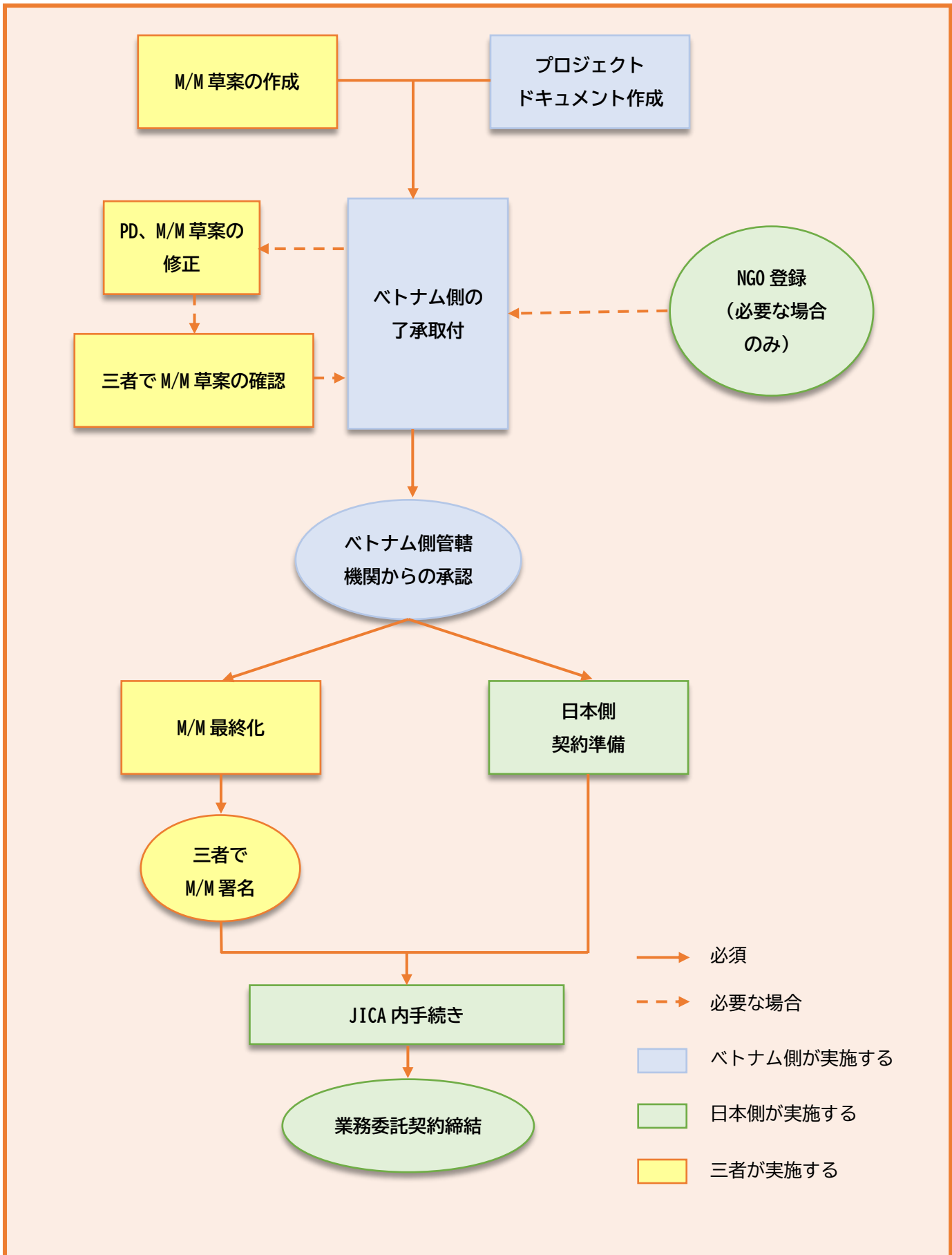
<I. ベトナムにおける手続きの流れ>

ベトナムで必要な手続きが完了後、日本の実施団体と JICA 国内機関との間で業務委託契約を締結します。これをもって、事業開始となります。

※日本の実施団体の作業は太字にしています。

必要な手続き	手続きの順序	主な作業工程	作業主体	必要期間
1. 採択通知 ➡本手順書 P.5 参照	最初に取り掛かる	① JICA 国内機関は日本の実施団体に採択通知レター（日本語・英語）を送付する。 ②日本の実施団体は、C/P 機関に対し事業実施通知レター（別紙 1 参照、①の採択通知レター（英語／日本語・越語）を添付）を発行する。事業実施通知レターは、了承取付において必要書類の一つとなる。 ③ 案件採択された後、JICA ベトナム事務所から MOFA、PACCOM に採択通知レターを発出する。（日本の実施団体が NGO/NPO である場合のみ） ④ M/M 草案の仮確定(3-③)後、JICA ベトナム事務所から MOF、管轄機関（地方省人民委員会）、C/P 機関に草の根技協の新規採択案件の事業実施合意レターを発出する。	①JICA 国内機関 ②日本の実施団体 ③&④JICA ベトナム事務所	
2. NGO 登録 ※日本の実施団体が NGO/NPO である場合のみ必要 ➡本手順書 P.6 参照		①人民援助調整委員会（PACCOM）の案内に沿って日本の実施団体が登録申請書類を作成・準備する。 ②書類がすべて整い次第、日本の実施団体から PACCOM へ申請書を提出する。 ③ベトナム外務省が PACCOM を通じ、日本の実施団体へ NGO 活動登録書を発行する。 ④ NGO 活動登録書を受け取った後、30 営業日以内に日本の実施団体が活動対象地域の地方人民委員会等へ活動実施通知レター（別紙 3 参照）を発行する。	①日本の実施団体 ②日本の実施団体 ③ベトナム外務省 ④日本の実施団体	全ての申請書類が不備なく、受理された後、登録許可がおりるまで 3 ヶ月程度を要す。
3. M/M 草案作成 ➡本手順書 P.8 参照	2.と並行して実施	①日本の実施団体と C/P 機関が共同で M/M 草案（別紙 2 参照）を作成する。 ②JICA は①M/M 草案の内容確認を行う。 ③日本の実施団体、C/P 機関、JICA が M/M の内容に合意後、M/M 草案を仮確定する。	①日本の実施団体、C/P 機関 ②JICA（国内機関、ベトナム事務所） ③日本の実施団体、C/P 機関、JICA	
4. 了承取付 （MM 署名申請も含む） ➡本手順書 P.9 参照	3.の M/M 草案が仮確定した後	① 日本の実施団体の協力のもと、C/P 機関が申請書類一式を作成・準備する。 ② C/P 機関は管轄機関へ申請書類一式を提出する。 ③ ベトナムの管轄機関又は各関係省庁から追加説明等を求められた場合、C/P 機関は日本の実施団体と協力し、書類の作成及び修正を行い、管轄機関に提出する。 ※必要に応じて JICA がサポートレター等を発行 ④ 管轄機関は C/P 機関へ「事業実施許可決定書」を発行する。 ⑤ C/P 機関は日本の実施団体と JICA に決定書の写しを共有する。	①C/P 機関、日本の実施団体 ②C/P 機関 ③C/P 機関、日本の実施団体 ④管轄機関 ⑤C/P 機関	全ての申請書類が不備なく受理された後、事業実施許可がおりる（決定書発行）まで 1～3 か月程度を要す。
5. M/M 署名 ➡本手順書 P.11 参照	4.の後	① 日本の実施団体、C/P 機関は「4. 了承取付」でのベトナム管轄機関などによる修正依頼などを反映し、「3. M/M 草案」で作成した M/M の修正を行う。 ② JICA は①M/M の内容確認を行う。 ③ 日本の実施団体、C/P 機関、JICA は M/M を最終化する。 ④ 日本の実施団体、C/P 機関、JICA が M/M の内容に合意後、M/M 最終版に署名する。	①日本の実施団体、C/P 機関 ②JICA（国内機関、ベトナム事務所） ③日本の実施団体、C/P 機関、JICA（国内機関、ベトナム事務所） ④日本の実施団体、C/P 機関、JICA ベトナム事務所	

参考：採択後のベトナムにおける手続きのフローチャート



1. 採択の連絡について

<必要書類一式>

	書 類	内 容
1	C/P 機関への事業実施通知レター（英語／日本語・越語）	別紙1を参照し、日本の実施団体が作成。 採択された事業の概要を記載。規定フォーマットは無し。
2	添付：JICAからの採択通知レター（英語）の写し	JICA 国内機関から日本の実施団体宛に発行。
3	JICA ベトナム事務所からの MOFA、PACCOM への採択通知レター（英語・越語）	（日本の実施団体が NGO/NPO である場合のみ） 案件採択された後、JICA ベトナム事務所から MOFA、PACCOM に採択通知レターを発出。
4	MOF、管轄機関、C/P 機関への事業実施合意レター（英語・越語）	JICA ベトナム事務所から MOF、管轄機関（地方省人民委員会）、C/P 機関に草の根技協の新規採択案件の事業実施合意レターを発出。

<主な流れ>

- (1) JICA 国内機関より日本の実施団体へ採択通知レター（日本語・英語）を送付する。
なお、ベトナム語版の採択通知レターも必要に応じて対応可能
- (2) 日本の実施団体から C/P 機関の長に対し、事業実施通知レター（採択通知レター英語版の写しを添付）を発行し、事業の情報を提供する。
- (3) JICA ベトナム事務所から C/P 機関へ必要手続きの案内をする。
- (4) 日本の実施団体が NGO/NPO である場合、JICA 国内機関が(1)の採択通知レターを発行した後、JICA ベトナム事務所より MOFA、PACCOM に案件採択通知レターの発出をする。
- (5) M/M 草案の仮確定後、JICA ベトナム事務所から MOF、各管轄機関（地方省人民委員会）、各 C/P 機関に当該年度内の新規案件採択全案件の事業実施合意レターを発行し、事業の情報を提供する。

【補足事項】

- ・事業実施通知レター（採択通知レター英語版の写しを添付）は了承取付の必要書類の一つとなるため、大切に保管されるよう C/P 機関へお伝えください。
- ・JICA の規定に則り、迅速な事業実施や、時間の経過による事業対象地の状況変化などの観点から、採択結果通知から2年以内にベトナムでの必要な手続きを完了し、日本の実施団体と JICA との業務委託契約締結に至らない場合、事業の実施は困難と判断し、採択を取り消しとします（ベトナム政府からの了承取付が完了しない場合や、治安・政情が悪化した場合も含む）。

2. NGO 登録について

本登録の申請は、日本の実施団体が NGO/NPO である場合のみ^① 必要となります。登録にあたり必要となる手続きや書類は、C/P 機関の協力を仰ぎつつ、必ず PACCOM の案内に沿って準備を行ってください。

<必要書類一式（参考）> 最新の情報を PACCOM に確認ください。

	書 類	内 容
1	申請書	フォーマットは PACCOM から入手可能 ※言語に関しては下段留意事項を参照
2	定款	領事合法化、翻訳証明書付ベトナム語訳必須
3	法人資格証明書	領事合法化、翻訳証明書付ベトナム語訳必須
4	実施予定の事業概要	フォーマットは PACCOM から入手可能 ※言語に関しては下段留意事項を参照
5	任命決定書	日本の NGO/NPO の長から、ベトナムにおける代表者（予定）への任命決定書 フォーマット無し ※言語に関しては下段留意事項を参照
6	履歴書	ベトナムにおける代表者（予定）の履歴書 署名と申請日が記載された原本 フォーマット無し ※言語に関しては下段留意事項を参照。
7	パスポートコピー	ベトナムにおける代表者（予定）のパスポートの写し（顔写真ページ） ベトナム語訳不要
8	無犯罪証明書（警察証明書・犯罪経歴証明書）	ベトナムにおける代表者（予定）の直近 6 か月の居住地に基づく無犯罪証明書。領事合法化、翻訳証明書付ベトナム語訳必須 証明書取得にあたり、その要求事由がベトナム政府の法律に基づくことを証明する根拠書類などが必要

<主な流れ>

- (1) 案件採択後、JICA ベトナム事務所から MOFA、PACCOM に採択通知レターを発出する。
- (2) 日本の実施団体が PACCOM の案内に沿って C/P 機関の協力を得ながら必要書類を準備する。
- (3) 書類が整い次第、日本の実施団体が PACCOM へ提出する。
- (4) PACCOM を通じてベトナム外務省から「NGO 活動登録書」の発行を受ける。
- (5) 「NGO 活動登録書」発行後、45 営業日以内に日本の実施団体が活動地域を管轄する中央直轄市/省級人民委員会、及び C/P 機関に対して文書で活動実施通知を行う。規定フォーマットは無し（別紙 3 参照）。

^① ベトナムにおいては、日本の一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、社会福祉法人等も NGO/NPO に分類されます。また、日本の実施団体が「任意団体」である場合、NGO 登録時にあたり、日本において法人格の取得が必要となります。

【補足事項】

- ・ 「申請書」「実施予定の事業概要」「任命決定書」「履歴書」は、オリジナルがベトナム語で作成されていれば、翻訳証明書付ベトナム語訳は不要です。ただし、両国での内容確認を円滑に行うために、「ベトナム語と日本語」、または「ベトナム語と英語」を組み合わせた同一内容で、両方ともに代表者の署名と押印をしている書類を作成することを勧めます。
- ・ 「領事合法化（領事認証）」は、公式に提出される書類の印鑑が偽造されたものでないことを証明するものです。日本の行政機関で各種手続きを行い、日本の外務省で公印確認証明を受けた後、ベトナムの領事機関による領事合法化（領事認証を受けること）が必要となります。書類により手順が異なりますので、日本の行政機関や駐日ベトナム大使館/総領事館へ確認しながら手続きを進めてください。
- ・ NGO 登録に必要な「無犯罪証明書」を取得する場合は、「特別発給」という扱いになります。無犯罪証明書の特別発給は、日本国内では外務省を通じて申請します。外務省は警察庁に対し発給の取り次ぎをし、警視庁・道府県警察本部で発行されます。外務省に警察庁への申請の取り次ぎを依頼する際に、要求事由がベトナム政府の法律に基づくことを立証する根拠書類の提出を求められます。

根拠書類として、これまでに「PACCOM からの指示書」及びベトナムで活動する海外 NGO の活動登録・管理について定めた政令 58 号「政令 58/2022/NĐ-C/P 号：ベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録および管理について」の和訳文を提出した事例があります。「PACCOM からの指示書」は、日本の実施団体から PACCOM へ直接ご相談ください。

- ・ 「政令 58 号」は、JICA ベトナム事務所ウェブサイトに掲載しています (https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/jd_vietnam.html)。必要書類については、日本の外務省や警察庁へ逐次ご確認ください。
- ・ 通常、NGO 登録証明書の期限は事業の実施期間と同じく承認されています。発行された証明書の期限が実施期間より短い場合、期限の 6 か月前に PACCOM に期間の延長の必要な手続きを確認しながら、早めに申請をしてください。

3. M/M (Minutes of Meeting) の草案作成について

<必要書類一式>

	書類	内容
1	M/M 本文 (英語・越語)	別紙 2 の M/M 雛型 ^② を基に、日本の実施団体と C/P 機関が作成。プロジェクトの名称、具体的な活動内容、各関係機関の役割分担等を明確に記入。署名者は、基本的に日本の実施機関、C/P 機関、JICA ベトナム事務所となる。
2	添付 1：事業概要 (英語・越語)	提案書の事業概要を基に、日本の実施団体と C/P 機関で協議の上で作成。
3	添付 2：資機材リスト (英語・越語) ※投入資機材が無い場合は作成不要。	事業で投入予定の資機材の内容、個数、耐用年数等を明記。事業実施中に資機材が変更となる場合もあるため、M/M 署名時はわかる範囲でのみ記載 (変更の可能性がある場合、個数は記載しない、曖昧な部分は「～一式」、「～等」とするなど)。

<主な流れ>

- (1) 日本の実施団体と C/P 機関は共同で、上記 3 点の資料を英語で作成する。
- (2) JICA 国内機関と JICA ベトナム事務所は(1)M/M (英語) 草案の内容確認を行う。日本の団体と C/P 機関は確認内容により適宜修正する。
- (3) (2)をもとに、日本の実施団体と C/P 機関は M/M (越語) を作成し、JICA ベトナム事務所が内容確認を行う。
- (4) 必要に応じて C/P 機関を通じて管轄機関へ M/M (英語・越語) を内容確認を依頼する。
- (5) 日本の実施団体、C/P 機関、JICA が M/M の内容に合意後、M/M 草案を仮確定とする。

【補足事項】

- ・ JICA 国内機関より共有された M/M の雛形 (英・越) を使ってください。M/M の雛形への修正/追加等は可能ですが、JICA ベトナム事務所まで事前確認をお願いします。
- ・ M/M の署名は英語版及び越語版の両方とも行われる必要があります。しかし、英語版・越語版双方に齟齬があった場合は、英語版が優先される扱いとなることに留意ください。
- ・ C/P 機関や管轄機関等に対し、草の根事業では資機材導入は主目的でないこと、C/P 機関へは基本的に給与を始め、人件費の支払いができないこと等を説明してください。また、事業予算は日本の実施団体が直接管理する点を説明し、C/P 機関が負担すべき予算項目があれば、日本の実施団体と C/P 機関で事前協議を行い、共通理解を図ってください。
- ・ 仮確定した M/M 草案の内容を参照して、次項「4. 了承取付」に必要なプロジェクト申請書を作成するため、並行して作成することを推奨します。
- ・ 資機材調達に関わる手続き (輸送、通関、関税、必要書類準備等) および費用分担については、C/P 機関と協議の上、M/M に記載してください。

^② JICA ベトナム事務所では JICA の全世界版の M/M 雛型をベースに、ベトナム側で必要な情報内容や記載に変更したものを独自に作成しています。

4. 了承取付について

ベトナムの法律（政令 313 号）では、ベトナム国内において事業を実施するため、C/P 機関は管轄機関からの承認が必要と定められています。

<必要書類一式>

	書 類	内 容
1	表紙レター	C/P 機関が管轄機関宛の了承取付依頼レターを作成する。
2	プロジェクト申請書 (Project Documents、 以下 PD)	ベトナムの法律（政令 313 号）により規定された書類。 規定の申請フォーマットは、地方人民委員会 DOF 等から入手可能。仮確定した M/M 草案を参照し、C/P 機関が作成する。申請フォーマットへ日本の実施団体の署名が求められる場合がある。
3	日本の実施団体からの事業 実施通知レター（写し）	日本の実施団体から C/P 機関へ事業実施を通知するレター ベトナム語訳が必須
4	JICA 国内機関からの採択 通知レター（英語の写し）	JICA 国内機関から日本の実施団体へ事業採択を通知するレター ベトナム語訳が必須
5	日本の実施団体の法人資格 証明書、または NGO 活動登 録書（写し）	<u>【領事合法化した法人資格証明書】</u> 日本の実施団体が NGO/NPO 以外（NGO 登録申請が不要）の場合、法人資格証明書の提出が必要。法人資格証明書は、領事合法化後にベトナム語訳が必須。但し、地方自治体の場合は提出不要。 <u>【NGO 活動登録書】</u> 日本の実施団体が NGO/NPO の場合のみ。
6	その他	管轄機関によって異なるが、追加書類の提出を求められるのが一般的。 例： 仮確定した M/M 草案、事業の実施スケジュール、事業経費概算内訳書、移転する技術・手法等の効果を裏付ける証明書、JICA ベトナム事務所から発出する事業実施合意レター等

<主な流れ>

- (1) C/P 機関は管轄機関へ申請に必要な書類や部数、手続きの流れ等を確認する。
- (2) C/P 機関は「3.M/M 草案作成」で仮確定した M/M を参照し、PD をベトナム語で作成する。
- (3) C/P 機関は、必要書類一式を管轄機関、あるいは地方人民委員会 DOF へ提出する。
- (4) 不備なく全ての申請書類を受領した後、管轄機関は各関係省庁にコメント依頼を行う。各関係省庁からコメント等あった場合は、C/P 機関は日本の実施団体と協力しながら、書類の修正や追加書類の準備等を行い、管轄機関へ再提出する。
- (5) 管轄機関は C/P 機関から再提出された書類を確認の上、各関係省庁に返信し、問題なければ「事業実施許可決定書」を発行する。
- (6) 管轄機関より「事業実施許可決定書」の発行を受けたら、C/P 機関は日本の実施団体と JICA ベトナム事務所へ共有する。

【補足事項】

- ・ 政令 313 号「政令 313/2025/ND-C/P 号：海外の機関、組織、個人による対ベトナム政府開発援助を除く無償援助の利用及び管理について」は JICA ウェブサイト「ベトナム概要表：2. 関連法令」に日本語仮訳を掲載します。

[ベトナム 概要表 \(JICA ウェブサイト\)](#)

- ・ C/P 機関によって、その管轄機関は異なります。C/P 機関に確認した上で、日本の実施団体と C/P 機関で協力して必要書類の作成をお願いします。
- ・ 原本が外国語の書類は、ベトナム語訳を添付する必要があります。
- ・ ベトナム政令 313 号によって、了承取付の必要書類一式は 3 部提出するよう定められていますが、C/P 機関を通じて管轄機関へ必要書類や部数を予めご確認ください。
- ・ ベトナム政令 313 号によって、管轄機関より「事業実施許可決定書」が発行されてから 6 か月以内に、正当な理由なしに活動を実施できなければ「事業実施許可決定書」は無効になる可能性があります。
- ・ 事業開始にあたり、日本の実施団体と C/P 機関で管轄機関へ表敬訪問（了承取付に対する御礼、事業説明）されることをお勧めします。
- ・ ベトナム側にとって**事業の実施期間**とは「管轄機関が承認した事業実施許可決定書に記載のある実施期間」である一方、日本側にとっては、「JICA と日本の実施団体の間で署名した契約書に記載のある期間」となっています。実際、両文書に記載の期間には大きな差が発生する場合があります。前者の期限が後者の期限より先に来る場合、前者の期限をむかえる 6 か月前に、C/P 機関に、管轄機関への実施期間延長申請が必要か確認した上、必要であれば C/P 機関による実施期間延長の作業を促進ください。その場合、C/P 機関と協力し、必要な書類の準備をお願いします。

5. M/M 署名について

<主な流れ>

- (1) 日本の実施団体・C/P 機関は、「4. 了承取付」でのベトナム管轄機関や各関係省庁・機関などからの修正依頼等を踏まえ、「3. M/M 草案」で作成した M/M（英語）を修正する。
- (2) JICA 国内機関と JICA ベトナム事務所で、修正された(1)M/M（英語）の内容確認を行う。日本の実施団体と C/P 機関は適宜修正する。
- (3) (2)をもとに、日本の実施団体と C/P 機関は M/M（越語）を修正し、JICA ベトナム事務所が内容確認を行う。
- (4) 日本の実施団体、C/P 機関、JICA は M/M（英語・越語）を最終化する。
- (5) 必要に応じて C/P 機関を通じて管轄機関へ(2)(3)（英語・越語）を内容確認を依頼する。
- (6) M/M 必要書類一式（通常署名機関三者のため、英・越各 3 部）が完成後、日本の実施団体、ベトナム側機関、JICA ベトナム事務所の順で署名する。署名後の M/M 原本は、日本の実施団体、ベトナム側機関、JICA 国内機関が保管する。
- (7) 日本の実施団体は JICA 国内機関との間で業務委託契約を締結する。これをもって、事業開始となる。

【補足事項】

- ・ 署名者について、日本の実施団体、C/P 機関と JICA ベトナム事務所以外の機関や組織が立会人（Witness）として署名する必要があるか、C/P 機関へご確認ください。
- ・ C/P 機関の署名者が組織の長ではない場合、事前に組織の長へ草の根事業の制度や事業概要等を説明し、合意形成を図ってください。
- ・ M/M 署名時の捺印及び割印の要否については、C/P 機関に確認をしてください。

II. 事業実施上の留意事項

- ① ベトナムにおける行政区間再編及び組織改編(2025年7月)や事業実施における了承取付に関する関連法規(政令 313/2025/ND-CP。2026年1月施行)の改定により、各種手続きに要する期間が長引く場合や当事務所が案内した申請の流れや窓口機関等が変更される場合もあります。
必要な手続きや提出書類については、必ず C/P 機関を通じて管轄省庁又は地方人民委員会へ確認してください。
当事務所でも随時情報収集を行い、手続きに変更等生じた場合は、ご案内いたします。
- ② JICAの「[草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン](#)」により、事業で提供する資機材については、原則、新品もしくは新品の資機材と同等の価値を持つものと規定されています。また、JICAの「[草の根技術協力事業に係る契約管理ガイドライン](#)」では、資機材の譲渡時期は「事業終了時」となっていますが、ベトナム側の事情により調整が必要な場合、速やかにJICAまでご相談ください。
ベトナム財政省の通達により、C/P機関が資機材を受け取るための手続き、資機材を固定財産として登録をするための手続きが必要となりますので、C/P機関に確認をしてください。
- ③ 外国人が現地で活動を行う際、その都度10営業日前までに管轄機関に対して受入許可手続きを行う必要があります。日本の実施団体は申請レターの発行(訪問/活動の目的、実施予定の活動内容、訪問予定のメンバーリスト)と個人情報(氏名、役職、配属先、生年月日、パスポートの番号・有効期限)などをC/P機関に早めに共有する必要があります。
- ④ 近年、ベトナム国内において、国境付近や国境に面した市・省内への外国人の立入りについて、公安への届け出や、当該地域での活動に際して追加の手続き(Người nước ngoài xin cấp giấy phép vào khu vực cấm, khu vực biên giới tại Việt Nam: [Cổng Dịch vụ công Bộ Công an](#))が求められる事例が確認されています。
事業予定地が国境周辺に該当する場合には、事業実施にあたり当該地域の公安への届け出や、立入りの都度手続きが必要か否かについて、C/P機関の協力を得ながら必要な手続きを進めてください。

III. 効果的な事業実施に役立つ参考資料

⑤ 「本邦 NGO 向けハンドブック～ベトナムで支援活動をするために～」

本ハンドブックはベトナムにおける日本の NGO 等の活動に必要な情報の提供をするため、PACCOM との協力のもと作成されました。2023 年におけるベトナムの基礎情報や行政機構に加え、日本の団体がこれまでの国際協力活動を通じて得た実践的なヒント、関連政令などを紹介し、活動計画の立案に役立つ知見を整理しています。また、ベトナムで必要となる手続きなどもまとめられており、ベトナムで国際協力活動を行う上での基本情報と実務ポイントを把握しやすい構成となっています。

- ・日本語 ([パート A](#)); ([パート B](#)); ([パート C](#)); ([付録 1](#))
- ・ベトナム語 ([パート A](#)); ([パート B](#)); ([パート C](#)); ([付録 1](#))

※ 本ハンドブックにおいて言及されている政令第 80 号は、2026 年 1 月より政令第 313 号により代替され、現在は適用されておりません。

② ガイドブック 「草の根技術協力事業 ～ベトナムに根付く活動を実施するために～」



JICA ベトナム事務所では、2016 年に初版である「ポリシーペーパー：～草の根技術協力事業 ～ベトナムに根付く活動を実施するために～」を作成しました。本書は 2015 年 7 月までに終了したプロジェクト実施団体や地域住民へのヒアリング、現地調査を行い、プロジェクト終了後も地域住民らによって活動が継続や成果の他地域へ波及がみられるプロジェクトを抽出しました。現場でも使いやすい形にするため、2026 年に「ガイドブック」として再構成及び改定を行いました。

本ガイドブックは、これから草の根技協を実施し「成果を持続・発展させるための要因」を整理した実務ガイドとしてぜひ参考にしていただきたい内容が多く含まれています。

- ・日本語：[2015 年度版ガイドブック（日本語版）](#)
- ・ベトナム語：[2015 年度版ガイドブック（ベトナム語版）](#)

※2025 年度版ガイドブックを現在改定中です。詳細は JICA ベトナム事務所までお問い合わせください。

③ 「コミュニティ開発マニュアル」

JICA ベトナム事務所は現地住民や各関係機関による参加型手法を効果的に活用し、事業成果の発現と持続性を確保するため 2012 年に作成しました。本マニュアルは、プロジェクト形成～終了まで、現地住民や行政機関の主体的な参加を促進する指針として活用されることを期待しています。

- ・英語：[コミュニティ開発マニュアル\(英語版\)](#)
- ・ベトナム語：[コミュニティ開発マニュアル\(ベトナム語版\)](#)

④ 「JICA 草の根技術協力事業事例集」

- ・日本語：[JICA 草の根技術協力事業事例集（日本語版）](#)
- ・英語：[JICA 草の根技術協力事業事例集（英語版）](#)
- ・ベトナム語：[JICA 草の根技術協力事業事例集（ベトナム語版）](#)

以上